

## 【適時開示体制の概要】

当社ならびに当社グループは、投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう「適時開示に係る基本方針」を定め、社内体制の充実に努めております。その適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

### ディスクロージャー・ポリシー(情報開示方針)

- (1) 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集する。
- (2) 適時開示に関する関係諸法令との適合性を確保する。
- (3) 開示すべき情報について適時性と正確性に留意する。
- (4) 開示にあたっては公平性に配慮しつつ積極的に行う。
- (5) 適時開示方針は全てのグループ会社に適用する。

### 適時開示体制について

- (1) 情報開示は、情報取扱責任者が行う。
- (2) 情報開示は、原則取締役会の承認を得た後に行う。
- (3) 四半期毎の決算短信等の決算に関する開示にあたっては、開示委員会の審議を経て、取締役会の承認を得た後に行う。
- (4) 情報開示にあたって緊急性ある場合は代表取締役の承認を得て速やかに行う。
- (5) 情報開示は、東京証券取引所の定める方法によるほか、当社ホームページに掲載する。また、必要に応じて記者クラブに資料を投函する。

